

台風・大雨・大雪等、自然災害に伴う対応について

利根沼田学校組合立利根商業高等学校

1 登校時

生徒は気象庁Webページ、JR東日本Webページ、テレビによるデータ放送等を確認して、以下の対応をする。

- (1) みなかみ町において、以下のいずれかの特別警報、警報が発令された場合は次のとおりとする

特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪
警報	暴風、暴風雪、大雪

- ① 午前6時30分の時点で発令中の時は自宅待機とする。
 - ② 午前10時30分までに解除された時は安全に留意して登校する。
 - ③ 午前10時30分の時点でも警報が解除されない時は臨時休校とし、自宅学習とする。
- (2) みなかみ町において、気象に関する上記(1)以外の警報及び注意報が発令された場合は、安全に留意して登校する。
- (3) 通常登下校に利用している公共交通機関が運休の場合または保護者が安全に登校できないと判断した場合は、次のとおりとする。
- ① 運行再開まで自宅待機とする。この場合、保護者の判断に委ねる場合も含め、必ず学校(担任)に連絡する。
 - ② 午前10時30分までに運行が再開した時は安全に留意して登校する。
 - ③ 午前10時30分の時点でも運休中の時は自宅学習とする。

2 在校時

校長は天候を鑑みて、放課、下校について以下のとおり判断、指示する。

- (1) 公共交通機関から運休見込みの連絡が入った場合、通学路や道路の安全、運行状況が確認された時は下校させる。
- (2) 授業を継続すれば生徒の下校に支障が生じると判断される場合は次のとおりとする。
- ① 通学路や道路の安全、運行状況が確認された時は下校させる。
 - ② 通学路や道路が危険と判断されたり、公共交通機関の運行に支障が出た時は、生徒の安全な下校方法が確認されるまで学校で待機させる。

3 その他

- (1) 特に登校については、気象庁やJR東日本等の公式発表を随時確認し、正しい情報に基づいて判断、行動する。
- (2) 保護者には安全安心メール並びにWebページ等で連絡する。